

# 出版物関連情報の共同利用ガイドライン

2011年4月

財団法人 出版文化産業振興財団

## 出版物関連情報の共同利用ガイドライン目次

1.	ガイドラインの策定にあたって	- - - - -	3
1.1.	ガイドラインの目的		
1.2.	ネットでの利活用のルール化の必要性		
2.	出版物関連情報の共同利用ガイドライン	- - - - -	4
2.1	ガイドラインの対象者		
2.2	出版物関連情報の範囲・種類		
2.3	電子出版物に限定しない理由		
2.4	想定される出版物関連情報の利活用		
2.5	出版物関連情報の利活用への同意について		
2.6	出版物関連情報の共同利用のガイドライン		
2.6.1	ガイドラインの対象者		
2.6.2	著作物として扱われるべき出版物関連情報、許諾が必要な出版物関連情報		
2.6.3	利活用される情報透明性の確保と取り扱い		
2.6.4	情報利用にあたっての著作者・発表者の権利の扱い		
2.6.5	事業運営にあたってのサービス事業者の権利		
2.6.6	利用者の保護(安全対策)		
3.	ガイドラインの検討・考え方の工程	- - - - -	16
3.1	書誌情報のガイドラインの検討		
3.2	売れ行き情報のガイドラインの検討		
3.3	評価情報のガイドラインの検討		
3.4	出版物関連情報のガイドラインをひとつに整理する		
4.	出版物関連情報サービスの利用規約例	- - - - -	22
4.1	サービスポリシー ~ ヨムナビインフォWebに記載		
4.2	利用規約 ~ ヨムナビインフォWebに記載		
4.3	事業者との情報共有に関する利用規約 ~ ヨムナビインフォWebに記載		
4.4.	プライバシーポリシー ~ ヨムナビインフォWebに記載		
4.5.	規約例に盛り込まれなかった事項		
5	CGMを活用するサービスの利用規約事例	- - - - -	31

## 1. ガイドラインの策定にあたって

本事業の目的は出版物の関連情報が正しく広く活用されることで健全な市場の発展に寄与することであるが、その情報の取り扱い、サービスのあり方について一定の指針を検討しそのガイドラインを策定することで利用者及び情報の保護と情報サービスに関するトラブルを防ぐことができる。ここで扱われるガイドラインの対象者、情報の範囲、情報の利活用のイメージは本事業で構築されるクラウドサービスにそのままあてはまるものであり、本事業の利用規約が、この情報サービスに関するガイドラインの雛形となる。

### 【 電子出版物情報利活用の課題抽出とガイドラインの策定 】

ガイドラインの策定にあたっては以下のような手順でこれをおこなった。

- ・電子書店・リアル書店・一般読者を対象として情報ニーズを整理
- ・求められる情報の質・範囲を確認し、これらの情報サービスの利用モデルを検討する
- ・書誌、売れ行き、書評それぞれの情報管理について取り扱い方法を検討する
- ・情報サービスに関するガイドラインとしてこれらを一本化する
- ・本実証実験で展開されるサービスの利用規約をガイドラインに基づいて策定する

電子出版物に関する情報のクラウドサービスは、電子出版物の流通促進に大きな役割を果たすと考えられるが、一方そこでの情報の取り扱い方については信頼性の確保や保護などが適切になされなければ、情報は活かされないばかりか、誤った情報の流通が却ってトラブルを招くことも考えられる。したがって情報サービスには一定のルールやガイドラインが必要となる。本実証実験を通して情報の取り扱いに関する課題を抽出し、一定のルールやガイドラインを作成することは事業の実証と併せて重要であると考えられる。

### 1.1. ガイドラインの目的

本プロジェクトの目的は出版物関連情報を一般及び事業者にもむけて整理し提供することで、電子出版市場の健全で公正な発展を目指すことにある。このためには蓄積・整理された紙・電子の出版物関連情報を電子出版物の流通・普及に役立てること、またその情報の権利者を守り公正で安全な運用がなされることが重要となる。そして電子出版物関連情報を利活用するサービスが情報をどのように取り扱えばよいのか示すことがガイドラインの役割であり、このガイドラインに沿って出版物関連情報の提供が行われることで、この事業・サービスが誰にも信頼され安心できるものとして利用されることが期待される。

このため本ガイドラインはまず、扱われる出版物関連情報の内容、範囲を定義し、それらの情報が適法に取り扱われる為の権利処理の指針及び利用指針について記すものである。電子出版物の流通・普及に欠かせない、あるいは役に立つ情報とはどのようなものであり、これらの情報はどのように扱われ、提供されるのかということガイドラインとして整理し指針として提示する。本プロジェクトでは、利活用のモデルを実証し、その効果を検証、更にそこで扱われる出版物関連情報を活用する情報サービス事業のガイドラインとしてまとめるものである。

## 1.2. ネットでの利活用のルール化の必要性

ネット事業者の利用規約では、ユーザーによって生成されるレビュー・感想、評論などのコンテンツについて、著作についての権利を認める一方、その利活用については事業者の無制限な公開の拡大を担保し、マーケティング的な活用やビジネス利用への言及は明確に表記されていない。(資料「CGMを活用するサービスの規約事例」参照)

ネットによる情報環境にあって「口コミ＝新時代の大きなマーケティング価値」が生まれていることは間違いなく、その信憑性の確保や使用にあたっての適正なルール作りが必要になってくるものと考えられる。本サービスのガイドラインの作成にあたっては、既存のネット事業者の事例を参考にしながら、提供される情報・評価が電子出版物市場の健全な育成に役立つとともに情報提供者の権利が守られるものであることに留意する。

## 2. 出版物関連情報の共同利用ガイドラインの策定

### 2.1 出版物関連情報利活用の対象者

出版物関連情報を利活用するサービスの対象者として以下のものがあげられる

- 一般のサービス利用者 (この情報を読覧する一般のユーザー)
- 出版物関連情報の提供者 (出版社、書店、取次会社、編集者、プロの著述家、レビュー・感想・評論などを記述する一般のユーザーなど)
- 出版物関連情報を提供するサービス事業者  
であげた事業者と連携・提携してなんらかの事業を行おうとするもの

### 2.2. 出版物関連情報の範囲と種類

・ 出版物関連の情報は大きく3つに大別される

書誌情報	出版社名、著者名、ISBNコード、判型、頁数などの客観情報 書影、著者写真などの意匠情報 ジャンル、簡単な内容紹介、帯などの分類・説明情報
売れ行き情報	取次・書店のランキング情報(期間別、ジャンル別など) 第3者機関による売れ行き・お勧め情報(雑誌読者アンケート、著名人の選んだ本、など)
評価情報	書評(プロ書評家、批評家、評論家、新聞社の書評員、作家などの記述) 書評(一般人のブログ書評、Amazonへの投稿書評など) 感想(Tweetでの書込、著名人・一般人の愛読書リストなど) レコメンド(編集者・関係者の推薦文、広告コピー、一般人の推薦文、書店POP)
その他	あとがき、帯、書籍内推薦文、など

は書籍に付随または含まれるものとして扱い、本ガイドラインでは ~ について策定するものとした。

### 2.3. 電子出版物に限定しない理由

・紙・電子を区別しない出版物関連情報として取り扱う

本ガイドラインで扱われる情報は当初、電子出版物に関する情報ということで想定されていたが書評などはコンテンツの内容そのものについての評価が記述されており、現状の電子出版物情報は紙の出版物情報と重複することが多くある。

その、その利活用を考えたとき紙・電子はその属性の一部として扱うことが目的に適うものであると考え範囲を電子出版から紙と電子両方の出版物関連情報とすることにした。

## 2.4. 想定される出版物関連情報の利活用

出版物関連情報の想定される利用シーンとして以下のようなものがあげられる。

特定の出版物の情報を検索・確認する。

その出版物の書評を読みたい

その出版物の評判を知りたい(新聞、雑誌、ネット上など)

その出版物がどの出版社で出版されているのか

その出版物の著者について知りたい(プロフィール、関連著作など)

その出版物が現在どのように手に入るのか(電子・紙、絶版など)

その出版物に関連するコミュニティを調べる

→自分が既に読んでいる、あるいは気になる出版物の情報を得る

広く出版物の情報を検索・確認する

売れている出版物はなにか知りたい(紙・電子)

出版物のランキングを知りたい(ジャンル別、書店別、著者別など)

話題になっている出版物を確認する(新聞、雑誌、ネット記事、個人ブログなど)

新刊でどのようなものが出版されたのか(紙・電子)

→漠然と人気・話題の出版物を確認し購入の参考とする

出版物について発信する(個人)

好きな出版物についてブログで感想を書く

新刊の書評をamazonに投稿する

twitterで気になる出版物についてつぶやく

→出版物についての参考情報を発信する(反応を知りたい)

出版物について発信する(著者・出版社・取次会社・書店)

新作への思いを語りたい(著者・編集者)

出版物にレビューをつけてどのような出版物が伝えたい(出版社・取次会社)

たくさん仕入れた出版物の販売をプッシュしたい(書店)

自分が目利きした良書を Recommend したい(書店)

自店の売れ筋を顧客に発信したい(書店)

著者サイン会の告知をしたい(書店)

→出版物の良さ・内容を広く伝える・販売に役立てる

出版物の評判を活用する(書店)

出版物の評判を確認して仕入れに反映させたい

出版物の感想や Recommend を売場で活用したい(POP、陳列など)

→口コミ、評判情報を販促に役立てる

( 想定される利用シーンから )

出版物関連情報は、事業者がその事業に係るものとして利用する場合と、一般のユーザーが参考または購買の助けとして利用する場合に分けることができる。事業者と一般ユーザーが利用するにあたっては以下の事項が満たされていることが留意される。

- |          |                                                                              |
|----------|------------------------------------------------------------------------------|
| (事業者の利用) | 事業者として出版物関連情報を提供することができる<br>事業者として出版物関連情報を引用することができる<br>評価情報を広告として利用することができる |
| (一般の利用)  | 誰でも広く読むことができる・確認できる<br>誰でも広く評価情報を書き込むことができる<br>評価情報の書き込み者に関する一定の情報が得られる      |

ここで留意すべきこととして以下の3点が挙げられる

- ・ 出版物関連情報の利用は幅広くある  
一般読者・出版業界関係者ともにひろい利活用のニーズが存在する。
- ・ 出版物関連情報は広く利用されるべき  
情報は一般読者にとっても、出版業界関係者にとってもオープンに利用され、的確に検索されないと活用することができない。
- ・ 情報活用にあたってルールをつくる必要がある  
一般、業界関係者を問わず、権利者の保護、許諾、公序良俗への配慮など共有化のルールがなければ安心して情報を発信したり、利用したりすることができない

## 2.5. 出版物関連情報の利活用への同意について

3.2.4.で確認したように出版物関連情報が広く利用されることは出版物の流通についてはプラスになるものと考えられるが、権利の保護、嵐や誹謗中傷などネガティブな事項への対応などの配慮も必要となる。

まず情報をどのように利用するのかを情報の提供者、閲覧者に対して表明する必要があるものとする。

### ・ 利活用の方針についての基本的な説明・態度の表明の必要

本ガイドラインは紙・電子を問わず出版物を販売・流通させるにあたって参考、必要となる書誌・売れ行き・評価情報について、一定のガイドラインを設定し、関係する事業者、一般のユーザーの権利の保護と、これを利活用するうえでの公正で公平な運用を目指すものである。

出版物関連情報の利活用にあたって、このサービスについての基本方針を明確に表明し、この考え方に賛同、同意したもののみを扱うということが大きな前提となる。

いうまでもなく書評・感想等の評価情報において、その記述者の意図をサービス事業者が解釈、推定し運用を図ることは許されない。販売の助成と利用、または公益を目的とした情報サービス事業を行う場合でも、記述者(権利者)にはそのための同意・許諾が必要とされるものとする。

したがって事業者は活用についての方針、権利についての確認、安全性の保証などを開示した上でこれらの同意・許諾を情報提供者(記述者・権利者)から得なければならない。

以上を考慮したうえで「出版物関連情報の共同利用ガイドライン」を策定すると、まずそのサービスについての考え方を想定されるすべてのユーザー(情報サービスを閲覧する一般の閲覧者、評価情報を記述するプロ・アマを問わない著作者、このデータベースを2次的に活用する事業者 = 電子書店・リアル書店・取次会社、出版社など)に対して表明し、その同意が前提とされること。その上で提示する利用規約に同意し、必要であれば、別途に許諾を取り付けることとする。

そのうえで出版物関連情報を有料・無料を問わず出版物関連情報の利活用事業を行うものは、以下にあげる事項について配慮しその扱いについて遵守すべきである。

情報活用の考え方については以下の事項に関する説明・提示が必要と考えられる。

- ・ 情報活用の基本方針の表明
- ・ 情報利活用にあたっての、その範囲、利用方法などの説明
- ・ 情報の権利者についての権利の保障
- ・ 情報サービス事業者の権利の説明
- ・ 利用にあたっての同意の確認



## 2.6. 出版物関連情報の共同利用ガイドライン

情報活用の基本方針を提示した上で、出版物関連情報の共同利用のサービス事業についての具体的な利用規約の策定にあたっては、以下の事項を尊重・遵守することが求められる。

本ガイドラインは紙・電子を問わず出版物を販売・流通させるにあたって参考、必要となる書誌・売れ行き・評価情報について、一定のガイドラインを設定し、関係する事業者、一般のユーザーの権利の保護と、これを利活用するうえでの公正で公平な運用を目指すものである。

### 2.6.1 ガイドラインの対象者

本ガイドラインは有料・無料を問わず出版物関連情報をインターネットを通じて利活用するサービスの事業者を対象とするものである。

出版物関連情報の利活用にあたっては事業者は3.2.6.2.から3.2.6.6.にあげる5つの事項を尊重・遵守することが求められる。

### 2.6.2. 著作物として扱われるべき出版物関連情報、許諾が必要な出版物関連情報

本来出版物を流通・販売させることを目的としたレビュー・内容紹介のような文書も、その基となる出版物を要約、解釈、あるいは評価するような著作者の創意、判断が含まれており、著作物として扱われるべきものといえる。

著作物としての権利が発生する出版物関連情報の範囲・種類は以下の通り。

- ・評価情報：一般にプロのものであると認められる書評、一般人のブログ等で発表される書評・感想、関係者（編集者、著者、司書、書店員等出版に係るもの）による推薦・広告・レビュー・書評

また一定のコードを付与設定するISBNコードや、その出版物の著者名、出版社名など出版物そのものと切り離せない情報とは異なり、出版物を扱う取次会社など出版物の流通に携わるものが、書誌情報に付随して独自の基準で分類・整理・流通させるために設定した分類情報等に関してはその事業に関するノウハウに関係することがあるものと認め、これを2次的に利用する場合はこの情報を設定した事業者にその許諾を得る必要があるものと認める。

書誌情報のなかで許諾が必要と考えられる情報は以下通り。

- ・書誌情報：分類、整理等に関して事業者が固有に設定し、公開を認めない情報

これらの情報は出版物を販売・流通させることを目的とする、あるいはそのような商用を目的としない場合を問わず、著作物・許諾を要するものとして扱われるべきである。

### 2.6.3. 利活用される情報の透明性の確保と取り扱い

利活用される出版物関連情報は、その信頼性が担保されない利用者にとって確かな参考とならず、また情報の提供者にとって、情報の取り扱いに関して著作者・発表者としての権利が守られないと利活用サービスへの情報を安心して提供することはできない。

利活用される出版物関連情報はその利用者が安心、信頼して参照できるため、利活用される出版物関連情報の提供者の権利を守るために以下のような事項を遵守すべきである。

- ・出典・引用がある場合、その引用元・出所を明らかにする
- ・著された時期を明らかにする
- ・情報の修正、部分引用・脱稿等改変の禁止
- ・売れ行き情報については発表者、発表の時期、その範囲等の明確化と明記
- ・関係者の紹介なのか、自発的で自由な意見であるのか、個人情報保護を考慮しつつ一定の判断情報が示されることとする
- ・第三者機関の発表する「人気の～」、「話題の～」等で紹介される情報は、売れ行きとは別のものと判断され、発表事業者の許諾を条件としたうえで更にそこで紹介されている人物、機関等の許諾を得る必要がある。

本情報サービスは評価情報をはじめ提供される情報を参考としてユーザーが利活用するものであり『不当景品類及び不当表示防止法(以下;景表法)』の定めるガイドラインに準拠することが求められる。関係する主な事項は以下の通り。

・景表法に準拠されるべき事項  
(平成15年8月29日の消費者向け電子商取引における景品表示法の問題点と留意事項から)

(商品・サービスの内容についての表示)

商品・サービスの内容については、客観的事実に基づき正確かつ明瞭に表示する必要がある。

商品・サービスの効能・効果を標ぼうする場合には、十分な根拠なく効能・効果があるかのように一般消費者に誤認される表示を行ってはならない。また、このような表示を行う場合には、その根拠となる実験結果、データ等を用意しておく必要があり、BtoC取引においては消費者にとってウェブページ上の表示が唯一の情報源となるものであるという特徴を踏まえれば、これを表示することが望ましい。

商品・サービスの効能・効果を強調するために、利用者の体験談、専門家等の推薦、実験データ等の商品・サービスの信用・推奨についての表示を行う場合には、これらが具体的にどのような条件で実施されたものなのかを表示する必要がある。

(商品・サービスの取引条件についての表示)

販売価格、送料、代金の支払時期・方法、引渡し時期、返品可否・条件等の取引条件については、その具体的内容を正確かつ明瞭に表示する必要がある。

二重価格表示を行う場合には、最近相当期間に販売された実績のある価格等事実に基づく比較対照価格を用いるとともに、その根拠を正確かつ明瞭に表示する必要がある。

更に出版物関連情報の利活用は主にインターネット事業のなかで展開されるサービスと想定される為、『プロバイダー責任制限法』の定めるガイドラインに準拠することが求められる。関係する主な事項は以下の通り。

#### 「プロバイダー責任制限法」のガイドラインに準拠されるべき事項

本情報サービスはネット事業のなかで展開されるサービスと想定  
(ハイパーリンクを用いる場合)

リンク先に、商品・サービスの内容又は取引条件についての重要な情報を表示する場合、ハイパーリンクの文字列については、消費者がクリックする必要性を認識できるようにするため、「追加情報」などの抽象的な表現ではなく、リンク先に何が表示されているのかが明確に分かる「返品条件」などの具体的な表現を用いる必要がある。(別添事例1)

リンク先に、商品・サービスの内容又は取引条件についての重要な情報を表示する場合、ハイパーリンクの文字列については、消費者が見落とさないようにするため、文字の大きさ、配色などに配慮し、明瞭に表示する必要がある。(別添事例2)

リンク先に、商品・サービスの内容又は取引条件についての重要な情報を表示する場合、ハイパーリンクの文字列については、消費者が見落とさないようにするため、関連情報の近くに配置する必要がある。

(情報の更新日)

情報の更新日については、表示内容を変更した都度、最新の更新時点及び変更箇所を正確かつ明瞭に表示する必要がある。

既に「新製品」でない商品等、表示内容が過去のものであって現在の事実と異なっているものについては、直ちにウェブページの内容を修正する必要がある。

(有料か無料かについての表示)

インターネット情報提供サービスの利用料金が掛かる場合には、有料である旨を正確かつ明瞭に表示する必要がある。

一部無料でインターネット情報提供サービスを利用できる場合には、一部無料の具体的な内容、無料で利用するための条件等を正確かつ明瞭に表示する必要がある。

(長期契約における取引条件についての表示)

毎月料金を徴収するなどの長期契約である場合には、その旨を正確かつ明瞭に表示する必要がある。

特に、解約方法については、レイアウト、文字の大きさや配色などに配慮し、正確かつ明瞭に表示する必要がある。

リンク先に、毎月料金を徴収するなどの長期契約である旨及びその解約方法を表示する場合には、ハイパーリンクの文字列について、消費者がクリックする必要性を認識でき見落とさないようにするため、具体的な表現で明瞭に表示するとともに、関連情報の近くに配置する必要がある。

(以下続く)

(ダウンロード方法についての表示)

ソフトウェアを利用する上で必要なOSの種類、CPUの種類、メモリの容量、ハードディスクの容量、OSや他のソフトウェアとの間でインストール後に生じる衝突によりソフトウェアが正常に起動しないおそれがある場合にはその旨等の動作環境について、正確かつ明瞭に表示する必要があります。ダウンロードに要する時間について、明瞭に表示するとともに、どのような回線の種類、速度等における場合のものであるのかを正確かつ明瞭に表示する必要があります。

再ダウンロードの回数や期間が限定されている場合にはその内容を、正確かつ明瞭に表示する必要があります。

ダウンロードの方法により販売するソフトウェアについて、定期的なアップデートの必要がある場合には、それが有料か無料かを正確かつ明瞭に表示する必要があります。

(通信速度についての表示)

ブロードバンド通信の通信速度については、通信設備の状況や他回線との干渉等によっては速度が低下する旨を正確かつ明瞭に表示する必要があります。

(サービス提供開始時期についての表示)

サービス提供開始時期について、回線の接続工事等の遅れにより表示された時期までにサービスの提供を開始することができないおそれがある場合には、その旨を正確かつ明瞭に表示する必要があります。

(サービス料金についての表示)

サービス料金の比較表示に当たっては、社会通念上同時期・同等の接続サービスとして認識されているものと比較して行うとともに、比較対象事業者や比較対象とする料金の選択については、客観的かつ適正な比較となるようにする必要があります。また、特定の競争事業者のサービス料金と比較する場合には、当該競争事業者の名称を明示する必要があります。

「大幅値下げ」、「最低価格」、「初期費用無料」等、サービス料金の安さを強調する表示を行う場合には、安さの程度について具体的に表示するとともに、対象となる料金の範囲、期間、別途要する費用等を明瞭に表示する必要があります。

当該サービスを利用するに当たって支払わなければならないすべてのサービス料金について、正確かつ明瞭に表示する必要があります。

期間限定キャンペーン中に適用される価格の比較対照価格については、過去の販売価格であれば、最近相当期間にわたって実際に適用されていた価格である必要があり、また、将来の販売価格であれば、キャンペーン終了後に実際に適用する予定であるなど、十分な根拠のある価格である必要がある。

(その他の取引条件についての表示)

簡単にサービスを受けられることや電話等によるサポートの充実等の取引条件を強調して表示する場合は、その具体的内容を正確かつ明瞭に表示する必要があります。

○ サポートセンターの電話がつながりにくい状況が常態化している場合には、その状態の改善を図らないまま、電話サポート体制の充実について表示すべきではなく、また、時間帯によって電話がつながりにくい状況がある場合には、電話サポート体制の充実についての表示に際しては、具体的な時間帯を明示し、「電話がつながりにくい場合がある」旨を明瞭に表示する必要があります。

#### 2.6.4. 情報利用にあたっての著作者・発表者の権利の扱い

3.2.6.2で規定した著作者・発表者の権利が認めれる出版物関連情報の取り扱いに関して出版物関連情報の利活用という側面から、権利者に対してサービスへの同意・許諾を得ることが必要となるが、この同意規約を拡大してその権利を害することは避けなければならない。

情報活用にあたって著作者・発表者の権利の扱い・同意に関して、以下にあげるような事項の遵守が求められる。

- ・(情報共有サービスの性質上)対価なしで開示・閲覧されることに対する権利者の同意
- ・商業的利用(部分または全てを、販売サイトで紹介、書店でのPOPに利用、広告での紹介利用など)に関する権利者の許諾(権利者毎に一括又は個別で許諾設定をする)
- ・本クラウドサービスから直接アフィリエイト収益が発生する場合、権利者に一定の対価を保証する
- ・自らの投稿はいつでも削除できる
- ・記入者の立場・考えにより扱いの設定が変更できる  
(開示期間の設定、商業利用の不可など)

## 2.6.5. 事業運営にあたってのサービス事業者の権利

出版物関連情報利活用の目標とすることは、利用者にとっては出版物に関する情報を参考に出版物の選定・購入・読書生活が幅広く豊かに深まることであり、出版事業関係者にとっては情報が広く公正に伝わることで出版物と読者の最適な出会いが生まれ出版物の市場が活性化されることである。

このような利活用を想定するとき、有料・無料を問わずサービス事業者には以下のような権利が与えられるべきである。

事業運営にあたってサービス事業者の権利として考えられる事項は以下の通

- ・事前に許諾のある投稿・著作についての商業的利用  
(POP・広告等への引用、部分利用)
- ・公序良俗・他への権利侵害その他問題があるものとみなされる投稿の削除
- ・個人情報保護に配慮した、閲覧情報等の履歴・評価についての分析等のマーケティング的な情報の活用
- ・クラウドサービス上での広告・プロモーションの展開  
評価情報と連動する場合はその権利者と一定の許諾・合意のもとで行われることが条件となる。

但し、出版物関連情報の利活用という側面から、権利者に対してサービスへの一定の同意規約を拡大して、権利者の権利を害することは注意して避けなければならない。

## 2.6.6. 利用者の保護(安全対策)

出版物関連情報サービスの利用者は基本的にサービスの受益者となるものであるが以下にあげるような事項に関して保護されるべきである。

- ・ネットサービスを得るためになんらかの会員の登録が発生する場合の個人情報の取扱いについて(個人属性情報、読書録など)
- ・サービスにアクセスすることで事業者が得ることが出来る利用者の情報(アクセスログなど)

利用者の個人情報に関してどのように配慮され保護されるのか事業者はその取り扱い規定を開示しなければならない。

- ・クラウド事業者の個人情報保護に関する取り扱い規定の開示(安全対策)

### 『名誉毀損』のガイドラインに準拠されるべき事項

本情報サービスはネットにおける一般・関係者を問わない出版物における評価情報を取り扱う。このため『名誉毀損・公序良俗』に関する民事・刑事が定める法規に準拠することが求められる。

### 3. ガイドラインの検討・考え方の工程

本ガイドラインの策定にあたっては書誌・売れ行き・評価の情報、それぞれについてその情報の内容・扱い・ガイドラインを整理検討した。

#### 3.1. 書誌情報のガイドラインの検討

##### ・書誌情報の内容

出版社名、著者名、ISBNコード、判型、頁数などの客観情報。書影、著者写真などの意匠情報。ジャンル、簡単な内容紹介、帯などの分類・説明情報。これらで構成される書誌情報は、書籍本体を規定、説明、分類する情報として主に事業者間(出版社、取次会社、書店)で扱われる情報であるが、その目的(販売)から一定のルールのもとで広く、オープンに利用されている。

参考1:取次会社の書誌データ提供についての条件(聞き取り)

- ・ 出版社名、著者名、ISBNコード、判型、頁数などの客観情報については、特に条件なく提供する。書影、著者写真などの意匠情報については、当該書籍の広告・販売を目的として提供し、権利者への許諾はその使用者の責任において行う。ジャンル、簡単な内容紹介、帯などの分類・説明情報については、その提供者、開発者の事業に関わるものとして提供され、その利用については権利者の許諾が必要とされる。

参考2:公開されているAmazonの情報仕様についての規約。

Product Advertising API利用ガイドラインは、APIの公正かつ効率的な使用を促進するために設定されます。Product Advertising APIへのアクセスのために使用される各アカウントは、1時間につき2,000リクエストまでの当初利用限度が認められます。その後は、各アカウントは、30日間に発生する出荷された商品の1時間あたりの収益100円ごとに、1時間につき500リクエスト(1時間につき最大25,000リクエストまで)が受けられます。

Product Advertising APIの利用にかかる規約 = (Amazonの商品関連コンテンツを引用することができるAPI)

(n) お客様は、画像で構成される商品関連コンテンツを格納またはキャッシュしてはいけませんが、画像で構成される商品関連コンテンツへのリンクを、24時間まで格納することができます。お客様は、画像で構成されていないコンテンツを、データキャッシュの目的で、24時間まで格納することができますが、それをした場合は、その後直ちに Product Advertising API にリクエスト送信を行うか、または新しいデータフィードを取り込み、お客様のアプリケーション上の商品関連コンテンツを刷新することにより、商品関連コンテンツを直ちに刷新し、再表示しなければなりません。

Amazonの規約は大きく以下に要約される

- 1) 「画像で構成される商品コンテンツ」として情報の内容に書影が含まれることは示唆するものの、内容について詳しく言及していない
- 2) サーバーに蓄積することを排除するため、24時間の利用限度時間を設けている
- 3) 利用アクセス数に制限を設けている
- 4) Amazonのサイトにユーザを誘導(販売促進)する目的でのみ利用すること
- 5) 商品関連コンテンツを利用する際は、Amazonの関連商品の詳細頁にのみリンクを張るものとする



### 参考3：日本図書コード管理センター(ISBNコード)の利用規約

## ISBNの管理と運用についてのお願い

2005年5月

日本図書コード管理センター

ISBN(International Standard Book Number)は国際基準です。

国際ISBN機関(ロンドン)から日本におけるISBNの運用について全権を委任されているのは日本図書コード管理センターだけです。

当センターは、ISBNについて他の機関・会社・組織などに権限の一部または全部を委任するような決定は一切行っていません。

具体的には出版関連会社や諸団体がISBNの運用について意見を述べたり、対応を示唆したりしても、それはISBN運用上で無効の場合が多く、下記重複使用のような誤った事例が多発していますのでご注意ください。

**ISBN運用についての質問や相談は当センターに直接ご照会ください。**

当センターは出版者各位に下記の事項を遵守いただきたく、お願いいたします。過去の記録から“間違いやすい事項”をいくつか列記します。

#### (1) ISBNは正しく表記してください。

##### a) 裏表紙(カバー)と奥付のコード不一致

カバーのISBNと奥付のISBNは必ず一致していなければなりません。

##### b) チェック数字の計算ミス

当センターのホームページで計算できます。<http://www.isbn-center.jp>

##### c) 書名記号の重複使用

同じ書名記号はいかなる理由(絶版、品切れ等)があっても再使用できません。

##### d) 書名記号を変えてはいけません。

定価・装丁・カバー・タイトルのみの変更の場合。

##### e) 同じ書名でも新たに書名記号を付与する場合

改訂版・年鑑など(商品管理上、別管理とするような内容の改訂)

#### (2) 登録(公開)事項に変更があれば当センターにご連絡ください。

##### a) 出版活動を終了し、今後とも再開の予定がない場合。

##### b) 登録項目に変更が生じた場合。

社名変更(企業合併・分社)、移転、電話番号・ファックス番号・URLの変更

ISBN書名記号管理担当者の変更・異動・メールアドレスの変更。

<ISBN日本センター> JPO日本図書コード管理センター

電話03-3267-2301 FAX03-3267-2304

2005年5月

## 〈 書誌情報の取り扱いガイドライン 〉

書名、著者名、判型、頁数、出版社名、書影などは、本来その書籍を特定、販売するために自由に使えるものとするべき情報であり、またISBNコードは書籍を識別・分類・管理するために付与されるものとして完全にオープンな形で扱われるべきものといえる。( 電子出版・電子雑誌についての管理コードの標準化は、新ICT利活用の別事業にて検討・準備されている)

これら書誌情報の扱いはオープンで、かつ正確に表示され、公平・公正を原則とするべきである。但し書誌情報の一部として出版社、取次会社、書店が独自に設定する分類・整理に関する情報は、当該事業者の一定の業務機密を含むためこの限りではなく、同様に扱うべきではない。

## 3.2. 売れ行き情報のガイドラインの検討

売れ行き情報とは、流通(卸・小売)に携わる事業者が、その販売実績に関する情報を店頭、Web上で公開、または広告、ニュース・リリースとして発信するものをいう。

この情報の取り扱い規定について大手書店、取次会社に聞き取り調査を実施した。

### 参考1：大手書店事例

- 1 「 月 日0000調べ」と明記願います
- 2 どのメディアに使用されるかお知らせ下さい
- 3 広告・記事を問いません
- 4 POSデータなどからの引用についてはこの限りになく、別途個別にご相談下さい

### 参考2：大手取次事例

1. 本資料を新聞・雑誌などに掲載される場合は、「 月 日0000調べ」と明記して下さい。
2. 掲載された資料がさらに転載されることを考慮して、可能であれば下記の文言も併記して下さい。  
「本資料を新聞・雑誌などに掲載される場合は、『 月 日0000調べ』と明記して下さい」
3. さらに、問い合わせ先の表記が必要な場合は、下記の問い合わせ先を併記して下さい。  
「【この件に関するお問い合わせ】0000広報室 TEL 00-0000-0000」

いずれも明文化されたものではなく、上記の条件を許諾願いが出された都度伝えるというもの

そもそも売れ行き情報は事業者(版元・流通)が一定の販売データを公開することで売れ行きに加速を付けることを狙うものが一般的であり、その2次利用においてもできるだけ制限・範囲を設けないものとなっている。

### ( 売れ行き情報のガイドライン )

売れ行き情報とは、取次会社、小売(書店)が公開する販売実績の情報をいう。2次利用する場合の取り扱いについては、電子および紙の出版物に関して公開する方法の種類を問わず、提供者の許諾が必要であり、2次利用の目的の如何にかかわらず「発表元」、「発表時点」の明示がなされなければならない。また流通に係るものと異なり、第3者機関の発表する「人気の～」・「話題の～」等で紹介されるものは、売れ行きとは別のものと判断され、発表事業者の許諾を条件としたうえで更にそこで紹介されている人物、機関等の許諾を得る必要がある。

### 3.3. 評価情報のガイドラインの検討

出版物に関しては現状、同じ著作物を、紙のみ、紙と電子と併せて、電子のみ、で出版するなどその形態が一樣ではない。また現時点では書評等の評価情報は紙・電子を問わず、その表現された記述・内容について評価されており、紙の出版物の評価が後に電子化された出版物にそのままあてはまる場合が一般的である。従って本プロジェクトが目指した「電子出版情報の共同利用のガイドライン策定」を電子に限定しないものとして扱うことが、その権利保護、利活用を検討するうえで望ましいものと考え、本ガイドラインの範囲を電子に限らないものとする。評価情報のガイドラインは以下のとおり。

著作物としての権利が発生する出版関連情報の範囲・種類

- ・一般にプロのものであると認められる書評、一般人のブログ等で発表される書評・感想、関係者（編集者、著者、司書、書店員等出版に係るもの）による推薦・広告・書評。

開示される情報の透明性について

- ・関係者の紹介なのか、自発的で自由な意見であるのか、個人情報保護を考慮しつつ一定の判断情報が示されることとする
- ・出典・引用がある場合、その引用元・出所を明らかにする

情報利用にあたっての著作者の権利の扱い

- ・（情報共有サイトの性質上）対価なしで開示・閲覧されることに対する権利者の同意
- ・商業的利用（部分または全てを、販売サイトで紹介、書店でのPOPに利用、広告での紹介利用など）に関する権利者の許諾（権利者毎に一括又は個別で許諾設定をする）
- ・本クラウドサービスから直接アフィリエイト収益が発生する場合、権利者に一定の対価を保証
- ・自らの投稿はいつでも削除できる
- ・記入者の立場・考えにより扱いの設定が変更できる（開示期間の設定、商業利用の不可など）

クラウド運営にあたってのサービス事業者の権利

- ・事前に許諾のある投稿・著作についての商業的利用（POP・広告等への引用、部分利用）
- ・公序良俗・他への権利侵害その他問題があるものとみなされる投稿の削除
- ・個人情報保護に配慮した、閲覧情報等の履歴・評価についての分析等のマーケティング的な情報の活用
- ・クラウドサービス上での広告・プロモーションの展開（評価情報と連動する場合はその権利者との一定の許諾のもとに行う）

利用者の保護について

- ・クラウド事業者の個人情報保護に関する取り扱い規定の開示（安全対策）

### 3.4. 出版物関連情報のガイドラインをひとつに整理する

書誌・売れ行き・評価情報各ガイドラインを『出版物関連情報の共同利用ガイドライン』として一本化することとしたその理由は以下の通り

まず、今回策定する3つの異なる種類のガイドライン案について整理すると

- ・「書誌情報」については出版社が自社の商品を管理し流通させ、自社のみならず事業に関わる関係事業者が共有化することでその目的が達成される。
- ・「売れ行き情報」については、基本的に書店や取次会社等の事業者から提供されるものであり、「売れ行き良好」「売れ行きランキング」等の宣伝文句や情報は、ユーザまたは事業者による評価情報と同等に取り扱うことができると考えられる。
- ・「評価情報」については、その著作権はみとめられるものの、その利活用に関して、権利者の権利は守りながら積極的に利用されるべきものとする。

以上を考えると、3つの情報は種類は異なるが、いずれも利活用されることを前提に考えるべきであり、その関係者(出版社、取次会社、評価著作者)について、それぞれが定める許諾の条件、権利の担保を保障することで同様なガイドラインを設けることができるものと考えられる。

「書誌情報のガイドライン」は、基本的にはオープン＆フリーに扱われるべきものであるが、これは主として出版社等の事業者から提供されるものであり、「権利性がないこと」すなわち「利用の範囲に限定がないこと」を除けば、『評価情報のガイドライン』の で処理できると考えられる。さらに分類等に独自性のあるものについては、「権利性がある」と考えられるため、どの範囲で利用可能かという情報を含めて提供されれば、『評価情報ガイドライン』の 及び で処理できると考えられる。

3.3.2 の「売れ行き情報のガイドライン」は、正確には「売れ行き情報の処理の方向性」であり、事業者から提供されるものは、3.3.3 の『評価情報のガイドライン』の 及び で処理され、ユーザとして扱われる者から提供されるものは、 及び で処理する形となるものと考えられる。

以上、『出版物関連情報の共同利用ガイドライン』は『評価情報』をベースに『書誌情報』、『売れ行き情報』も含めて一本化できるものとしひとつのものとしてまとめた。

## 4. 出版物関連情報サービスの利用規約例

「3.2.6.」で規定した「出版物関連情報の共同利用ガイドライン」は以下の5項目で構成される。

著作物として扱われるべき出版関連情報、許諾が必要な出版関連情報

開示される情報の透明性の確保と取り扱い

情報利用にあたっての著作者・発表者の権利の扱い

事業運営にあたってのサービス事業者の権利の確認

利用者の保護・安全対策について

出版物関連情報を扱う事業・サービスの事業者の情報利活用におけるガイドラインの具体的な事例となることを目指して、本実証事業で構築するクラウドサービスの「サービスポリシー」「利用規約」「プライバシーポリシー」を策定することとした。なお、利用規約については「一般のユーザ」(＝主に評価情報を参考にするもの)と「事業者」(＝本サービスと連携して評価情報を提供するもの)に分けて記述することとした。

これを同クラウドサービスの利用規約としてWeb上に掲示。一般・事業者の同意のうえで、利用されることとした。

### 4.1. サービスポリシー ～ ヨムナビインフォWebに記載

#### 1) サービスの目的

本サービスは出版コンテンツの評価・感想・意見などの情報を収集、蓄積し、本サービスのユーザがそれを検索、閲覧、その他利用することで、これを参考にして様々な出版コンテンツの中から必要とするものを選び出すことができるようにするものです。

#### 2) 評価情報収集の方法

評価情報の収集にあたっては、当サイトへの直接の書き込み、他からの転載など、複数の方法を使い、収集情報の幅を広げ、偏りの解消を図ります。

#### 3) 評価情報提供者についての情報開示

それぞれの提供者、著作者の評価情報の信頼性に関して、ユーザの選択のひとつの参考となるために一定の情報の提供を求め、評価情報と併せて開示します。

#### 4) 評価情報提供者の権利

評価情報についてはこれもまたひとつの著作物と認め、かかる権利をその権利者に対して認めるものです。

#### 5) サービスについての同意

本サービスは出版コンテンツの評価情報を一般利用者に提供しそれを参考と出来ることを目的とするため、収集された情報は不特定の第三者に自由に閲覧させることが基本となります。評価情報の提供者は自らの情報の扱いについてこのサービスの考え方に基づいた運用に同意・許諾していただきます。

## 4.2 利用規約 ~ ヨムナビインフォWebに記載

### 第1条 用語定義

- 1 本利用規約において使用する用語の定義は、次の各号に定めるとおりとします。
  - (1)「本サービス」とは、「ヨムナビインフォ」と称するウェブサイト (<http://www.yomu-navi.info/>)をいいます。
  - (2)「当社」とは、財団法人 出版文化産業振興財団のことをいいます。
  - (3)「ユーザ」とは、本サービスを利用する全ての者をいいます。

### 第2条 本利用規約の適用範囲・変更

- 1 ユーザは、本利用規約に従って本サービスを利用するものとします。ユーザは本サービスを利用することにより、本利用規約の全ての内容について同意したものとみなされます。
- 2 当社は、当社の判断により、本利用規約をいつでも変更することができるものとします。
- 3 変更後の利用規約は、当社が別途定める場合を除いて、本サイト上に表示した時点より効力を生じるものとします。
- 4 ユーザが、本利用規約の変更の効力が生じた後に本サービスをご利用になる場合には、変更後の利用規約の全ての記載内容に同意したものとみなされます。

### 第3条 個人情報の取り扱い

- 1 当社は、プライバシーポリシーに従い、ユーザの個人情報を適切に取り扱います。

### 第4条 著作物の取り扱い

- 1 ユーザは本サービスに登録した著作物を、当社および当社が認めた事業者が、無償で出版物、他提携サイト等に利用することをあらかじめ承諾します。尚、ユーザが本サービスのユーザでなくなった後も同様とします。ただし、著作権は当該著作物を創作したユーザにあります。
- 2 当社は、本サービスの著作物(ユーザから提供された著作物を除く)に対する全ての権利、権原、及び利益を有します。
- 3 ユーザは、本サービスの著作物(自らが提供した著作物を除く)について、当社が承諾した場合を除き、複製・加工・転載等の利用は許諾されないものとします。
- 4 当社は、ユーザの投稿した著作物を本サービスおよび提携事業者に提供するにあたり、提供期間および提供範囲を自由に設定・変更することができるものとします。
- 5 当社は、本サービスの著作物(ユーザから提供された著作物を含む)を当社のマーケティング活動に利用できるものとします。
- 6 当社および提携する事業者は、本サービスの著作物(ユーザから提供された著作物を含む)の利用により、収入が発生した場合、その収入の配分を設定することができるものとします。

### 第5条 通知、連絡等

- 1 当社がユーザに通知・連絡等を行う必要があると判断した場合、電子メール、本サービスのウェブページへの掲載等、当社が適当と判断する方法により行うものとします。
- 2 電子メールによる通知・連絡等は、ユーザが本サービスに登録している電子メールアドレスに対して行うものとします。尚、電子メールによる通知・連絡等は、当社がユーザに対して電子メールを発信した時点をもって、ユーザに当該通知・連絡等が到達したものとみなします。
- 3 本サービスのウェブページによる通知・連絡等は、当該通知・連絡等をウェブページに掲載した日をもって、ユーザに当該通知・連絡等が到達したものとみなします。
- 4 ユーザが当社に連絡をする場合、当社が他の方法を指定する場合を除き、お問い合わせフォームにて連絡を行うものとします。

## 第6条 入会(会員登録)

- 1 ユーザは、弊社所定の方法により、本サービスに会員登録を申し込むものとします。
- 2 会員登録の申し込みをしたユーザが次の各号のいずれかに該当する場合、当社は、当社の判断によって、当該ユーザの会員登録の申し込みをお断りすることができるものとします。尚、当社は、会員登録の申し込みをお断りした理由について開示しないものとします。
  - (1) 登録内容に虚偽があった場合
  - (2) 過去に当社が運営するサービスの利用資格を停止または退会をさせられた者であった場合
  - (3) その他当社が不適切だと判断した場合

## 第7条 退会

- 1 ユーザは、弊社所定の方法により、本サービスからの退会を申し込むものとします。
- 2 会員登録済みのユーザが次の各号のいずれかに該当する場合、当社は、当社の判断によって、当該ユーザを強制的に退会させることがあります。尚、当社は、強制的に退会させた理由について開示しないものとします。
  - (1) 登録内容に虚偽があった場合
  - (2) 過去に当社が運営するサービスの利用資格を停止または退会をさせられた者であった場合
  - (3) 本利用規約に重大な違反があった場合
  - (4) その他当社が不適切だと判断した場合

## 第8条 利用環境の整備

- 1 ユーザは、本サービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウェア、通信回線などのすべてを自己の負担において、適切に整備するものとします。
- 2 ユーザは、自己の利用環境に応じて、コンピューター・ウィルスの感染の防止、不正アクセス及び情報漏洩の防止等のセキュリティ対策を講じるものとします。
- 3 当社は、ユーザーの利用環境について一切関与せず、また一切の責任を負いません。

## 第9条 ユーザの義務

- 1 ユーザは、自分の管理に属する使用可能なメールアドレスを登録メールアドレスとして登録しなければならず、当該登録メールアドレスが自己の管理に属さなくなったときには、自己の管理に属する使用可能な別のメールアドレスに変更しなければならないものとします。
- 2 ユーザは、自己の登録メールアドレス及びパスワードの不正利用の防止に努めるとともに、その管理について一切の責任を持つものとします。
- 3 登録メールアドレスやパスワードが第三者に利用されたことによって生じた損害等につきましては、当社に重過失がある場合を除き、当社はいかなる責任も負いません。
- 4 ユーザが他人の名誉を毀損した場合、プライバシー権を侵害した場合、許諾なく第三者の個人情報を開示した場合、著作権法に違反する行為を行った場合その他他人の権利を侵害した場合には、当該ユーザは自身の責任と費用において解決しなければならず、当社は一切の責任を負いません。
- 5 ユーザは、ユーザが本サービスを利用して投稿した情報について当社に保存義務がないことを認識し、必要な情報については適宜バックアップをとるものとします。

## 第10条 本サービスの内容の変更、一時中断、及び廃止

- 1 当社は、ユーザに事前に通知することなく本サービスの内容の変更を行うことができるものとします。尚、当社は、本サービス内容の変更によりユーザに生じた損害について、一切その責任を負わないものとします。
- 2 当社は、安定した運営に最善を尽くしていますが、以下の各号のいずれかに該当する場合には、ユーザに事前に通知することなく一時的に本サービスを中断することができるものとします。





- (23)本サービス上に掲載された情報、又は当社のサーバ若しくはコンピューターに登録された情報を改ざんする行為
- (24)コンピューター・ウィルス等有害なプログラムを使用又は提供する行為
- (25)登録情報に虚偽の内容を登録する行為
- (26)公序良俗に反する行為若しくはそれを助長する行為、又は公序良俗に反する情報を掲載する行為
- (27)その他、当社が不適切と判断する行為

#### 第12条 本利用規約違反への対処

- 1 当社は、ユーザが本規約に違反した若しくはそのおそれがある場合、又は、ユーザによる本サービスの利用に関し第三者から当社に対しクレーム、請求等がなされ、かつ当社が必要と認めた場合、若しくは、その他の理由で本サービスの運営上不適当と当社が判断した場合は、当該ユーザに対し、事前に通知することなく、次の措置のいずれか又はこれらを組み合わせた措置を講ずることができるものとし、ユーザはこれに従うものとします。
  - (1)本規約に違反する行為、又はそのおそれのある行為を中止すること、及び同様の行為を繰り返さないよう要請すること(注意喚起、勧告、事後通知等を含む。以下同じ。)
  - (2)第三者との間で、クレーム等の解消のための協議を行うよう要請すること
  - (3)ユーザが本サービスを利用して登録、又は公開する情報等を削除することを要請すること
  - (4)その他、当社が適切と判断する措置を行うようユーザに要請すること
  - (5)ユーザが本サービスを利用して登録、又は公開する情報等の全部若しくは一部を削除し、又は閲覧できない状態にすること
  - (6)本サービスの利用停止措置を講ずること
  - (7)本サービスの利用契約の解除、及びを行うこと
  - (8)適切な管轄省庁、捜査機関、仲裁機関、又は裁判所へ通報、相談し、若しくは民事上、刑事上の救済措置を講ずること
  - (9)当社に生じた損害の賠償請求をすること
  - (10)その他、当社が適切と判断する措置を講ずること
- 2 前項の規定は、当社にユーザの行為を監視する義務、及び前項の定める措置を講ずべき義務を課すものではありません。当社が前項に定める措置を講じなかったことによりユーザ又は第三者が被った損害について、当社は一切その責任を負わないものとします。

#### 第13条 免責事項

- 1 当社は、本サービスの内容、ユーザが本サービスを通じて得る情報、及び、情報の利用により得た成果等について、その完全性、正確性、確実性、有用性、合法性等いかなる保証も行いません。
- 2 ユーザが本サービスに登録した情報及び本サービスを通じてやりとりされる情報等は、不慮のシステムトラブル等により失われることがあります。当社は、情報のバックアップの義務及び失われた情報の修復の義務を負わないものとし、かかる事態で生じた損害について、当社は一切その責任を負わないものとします。
- 3 本サービスの利用に供する装置、ソフトウェア又は通信網の瑕疵、障害、動作不良、又は不具合により、ユーザに損害が生じた場合、当社は一切その責任を負わないものとします。
- 4 本サービスにおいて、ユーザ間又はユーザと第三者の間で生じたトラブルに関して、当社は一切その責任を負わないものとします。この場合、他の本サービスのユーザ又は第三者が当社に対して責任を追及したために当社が防御費用、損害賠償金の支払い、和解金の支払いその他の損害を被り又は費用の支出をしたときは、ユーザは直ちに当社の損害及び支出した費用を補償するものとします。

- 5 当社は、次に掲げる場合には、ユーザが登録した情報も含めて、本サービスのサーバ上の全ての情報を閲覧したり、保存したり、第三者に開示すること(以下「閲覧等」とします)ができるものとします。それによって生じたいかなる損害についても、当社は一切その責任を負わないものとします。なお、本項の規定は、当社に閲覧等を行うべき義務を課すものではありません。
  - (1)本規約違反の有無等を確認する必要があるとき
  - (2)人の生命、身体及び財産などに差し迫った危険があり、緊急の必要性があるとき
  - (3)裁判所や警察などの公的機関から、法令に基づく正式な照会を受けたとき
  - (4)本サービスの技術的不具合を解消するために必要なとき
  - (5)ユーザが閲覧等に同意したとき
  - (6)当社が閲覧等の同意を求めた後、これを拒否する旨の当該ユーザの回答が当社に到達しなかったとき
  - (7)その他本サービスを適切に運営するために必要が生じたとき
- 6 本サービス上に他のウェブサイトへのリンクが設置されている場合、そのリンク先のサイト等については、当社は一切関与しません。当該サイト上のコンテンツ、広告、商品、役務などについて、当社は一切その責任を負わないものとします。
- 7 本サービスへのアクセス過多、その他予期せぬ要因で本サービスの表示速度の低下や障害等が生じた場合、それによって生じたいかなる損害についても、当社は一切その責任を負わないものとします。
- 8 本サービスの利用に関してユーザに損害が発生した場合、本規約に特段の定めのない限り、当社は損害賠償責任を負わないものとします。

#### 第14条 当社の削除権限

- 1 当社は、次に掲げる場合、ユーザの投稿情報の違法性・規約違反の有無に関わらず、関連する情報について、その全部もしくは一部の削除等の措置を行うことができるものとします。
  - (1)公的な機関又は専門家から、ユーザの投稿情報について、違法、公序良俗違反又は他人の権利を侵害する等の指摘・意見表明があった場合
  - (2)その他当社が必要と判断した場合

#### 第15条 本利用規約の有効性

- 1 本規約の規定の一部が法令・判決・命令等に基づいて無効と判断されても、本規約のその他の規定は有効とします。
- 2 本規約の規定の一部があるユーザとの関係で無効とされ、又は取り消された場合でも、本規約はその他のユーザとの関係では有効とします。

#### 第16条 準拠法、管轄裁判所

- 1 本利用規約の準拠法は、日本法とします。
- 2 ユーザと当社の間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 4.3. 事業者との情報共有に関する利用規約 ~ ヨムナビインフォWebに記載

##### ・情報共有にあたっての取り交わし事項

- 1) 当社および当社が承認した事業者は、ユーザが本サービスに登録した著作物をユーザのプライバシーと利益に配慮したうえで本人の承諾を得ることなく無償で出版物、他提携サイト等に利用する権利を有します。尚、ユーザが本サービスのユーザでなくなった後も同様とします。ただし、著作物の所有権は著作物を作成したユーザにあります。
- 2) 当社が承認し提携する事業者は、本サービスの著作物を利用したい場合、当社に利用目的、利用範囲、利用方法、責任体制等について申請し、当社の許諾をとることとします。当社は、本サービスの著作物(ユーザから提供された著作物を除く)に対する全ての権利、権限、及び利益を有します。
- 3) ユーザ(事業者を含む)は、本サービスの著作物(自らが提供した著作物を除く)について、当社が承諾した場合を除き、複製・加工・転載等の利用は許諾されないものとします。
- 4) 当社および当社が承認した事業者は、本サービスの著作物(ユーザから提供された著作物を含む)をマーケティング活動に利用できるものとします。
- 5) 当社は、当社および当社が承認した事業者が本サービスの著作物(ユーザから提供された著作物を含む)の利用により、収入が発生した場合、その収入の配分を設定することができるものとします。
- 6) 当社が承認した事業者が本サービスに著作物を提供する場合、その提供期間・提供方法について、当社と協議の上、決定するものとします。ただし、システムの改修が伴わない範囲であることとします。
- 7) 当社が承認し提携する事業者は、別に定める一般利用規約の  
第9条(ユーザの義務)、  
第10条(本サービスの内容の変更、一時中断、及び廃止)、  
第11条(禁止事項)、  
第12条(本利用規約違反への対処)、第13条(免責事項)、  
第14条(当社の削除権限)、  
第15条(本利用規約の有効性)、  
第16条(準拠法、管轄裁判所)  
について事業者についても同様であることに同意しなければなりません。

#### 4.4 プライバシーポリシー ~ ヨムナビインフォWebに記載

当社は、本サービスをご利用いただくユーザの個人情報に関して、関連する法律および当該プライバシーポリシーを順守して、お預かりした個人情報の適切な保護に努めます。

##### 第1条 個人情報の利用目的

1. 本サービスにおいてお預かりした個人情報は、以下の目的で利用します。
  - (1)お申し込み、退会、ご登録情報変更時の確認メールの送信のため
  - (2)当社又は当社が提供するサービスに関していただいたお問い合わせに関する内容確認、調査、又はご返信時のため
  - (3)当社が提供する各サービスの障害情報、メンテナンス情報等技術的なサポートに関する情報又は新サービス、新商品、機能改善等お客様に有用と思われる情報の告知の送付のため
  - (4)商品や景品、プレゼント等の発送のため
  - (5)ご登録いただいた個人情報を元に、個人として特定できない範囲において統計情報として利用するため
  - (6)当社が提供するサービスのご提供及び当社サービス利用者の管理のため

##### 第2条 情報取扱管理体制の確立

1. 個人情報の保護を行うために、管理体制を明確にし、個人情報に関する管理責任者を選定します。

##### 第3条 情報の保護

1. 個人情報の閲覧、利用、保管、廃棄、返却など個人情報が安全かつ適切に取扱われるためのルールを定め、管理責任者のもとで、これを遵守します。

##### 第4条 個人情報保護教育の実施

1. 当社役職員に対し、個人情報保護の重要性、法律上の要請、管理体制、取扱いルール、違反時の措置を理解させる教育啓発活動を定期的に実施し、個人情報の適正な取扱いと各種規制・ルールの遵守を推進します。

##### 第5条 不正アクセスに関する対策

1. 不正なアクセスによる個人情報の窃盗、紛失、改竄、破壊を防ぐために、情報システム、情報管理体制ならびにその他の施策を実施します。

##### 第6条 情報処理委託時の安全性の確保

1. 個人情報の処理を外部に委託する場合には、情報の安全管理が確保されると確認された委託先を選定し、適切な監督を実施します。

##### 第7条 問題発生時の即時対応体制の確立

1. 万一問題が発生したときは、遅滞なくかつ正確に状況を把握し、適切な判断と対応を行う組織体制を構築します。

##### 第8条 継続的改善

1. 管理状況のモニタリングを通じて、また外部の環境変化に応じて、継続的に各種改善を図ります。

##### 第9条 個人情報に関するお問い合わせ

1. 本サービスにてお預かりした個人情報の開示、訂正、削除等に係るお問い合わせについて迅速かつ適切に対応いたします。本サービスのお問い合わせページよりお問い合わせください。

##### 第10条 プライバシーポリシーの変更について

1. プライバシーポリシーの変更を行う際は、当該ページへの変更をもって公表いたします。
2. 変更後のプライバシーポリシーは当該ページに改定日を表示した時点より効力を生じます。

#### 4.5. 利用規約例に盛り込まれなかった事項

例として掲げた「利用規約」は今回実験事業として行われた「ヨムナビ・インフォ」のサービス内容に沿って設定されたものであり、次にあげる事項について記載がされていない。以下にその事項を記し、その事項に沿った規約例を添える。

##### ・機能として備わっていないため、記載されていない事項

(評価情報)を契機として当該出版物の購入がなされた場合の、著作者への対価についての規定

規約例： 当サービスで提供されたレビュー・感想・書評により直接的に当該出版物の購入がなされこれによる利益が発生する場合、得られた利益は別途定める規定に従ってその著作者に分配されるものとする。

(評価情報)を広告・宣伝に活用した場合の、著作者への許諾とその対価等についての規定

規約例： 当サービスで提供されたレビュー・感想・書評を広告・宣伝または販売の助成に利用する場合は予めその著作者の了解、同意を得るものとする。

(評価情報・売れ行き情報)が一次事業者と提携・連携する事業者提供、活用される場合の著作者・権利者への許諾についての規定

規約例： 当サービスに記載されたレビュー・感想・書評が本事業とは異なる事業者提供・転用・利用される場合、予めその活用、転用についての説明を利用規約他で開示し、その同意を得るものとする。

##### ・今回の実証では装備されなかった事項

評価情報を一般利用者が事業データベースに記載する場合の期間の設定機能

規約例： レビュー・感想・書評の記述者は自らの記述の公開される期間を任意に設定でき、その期間終了後、その記述がサーバーから削除されるものとする。

評価情報を一般利用者が事業データベースに記載する場合の記載者情報の開示が十分に設定されていないこと

規約例： 当サービスで提供されるレビュー・感想・書評について、参考とする利用者の便益を考え、年齢、性別、職業についてすべて正しく開示することを求める。個人の安全・保護については別途定める規約により守られる。

情報開示が望まれる事項については他のネット事業者(facebook,twitterなどの情報開示が前提となるサービス)と提携・提携することで解決できるものであり、必ずしも事業者単独で装備する必要のないものも含まれる。

## 5. CGMを活用するサービスの利用規約事例

尚、本ガイドラインの検討・作成にあたって以下のCGM  
(**Consumer Generated Media**「消費者生成メディア」)の利用規約を参考事例とした。

amazon.co.jp

mixi

twitter

facrbook

livedoor

Allcinema

ぴあ映画生活